

○金融庁告示第 号

資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第一条の三第一項第五号イの規定に基づき、登録商標を次のように定め、令和 年 月 日から適用する。

令和 年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

資金移動業者に関する内閣府令第1条の3第1項第5号イに規定する金融庁長官が定めるものは、次の表の商標権者欄に掲げる者の登録商標（同表の適用除外欄に掲げるものを除く。）とする。

項	商標権者	適用除外
1	アメリカン エキスプレス マーケッティング アンド デベロブメント コーポレーション	
2	株式会社ジェーシービー	J C B P R E M O に係るもの
3	ダイナース・クラブ・インターナショナル・リ ミテッド	
4	ディスカバー、ファイナンシャル、サービシー ズ	
5	ビザ・インターナショナル・サービス・アソシ エーション	

6	マスターカード インターナショナル インコ 一ポレーテツド	
7	CHINA UNIONPAY CO., LTD.	